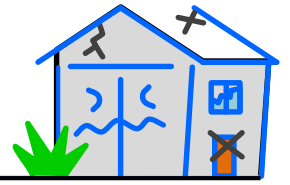


空家

でお困りではありませんか？



空家になってしまったけど、何をすればよいのだろう…



空家等（※1）の発生・増加が全国的な問題となる中、平成27年5月に空家等に関する法律である「空家等対策の推進に関する特別措置法」（空家法）が完全施行されました。

この法律は、長期間管理されておらず、保安上、衛生上などで問題のある空家等の所有者等に対し、行政が指導や命令等を行うことで、市民の生命・身体・財産を守り、良好な生活環境を保全することを目的としています。

平塚市においても、空家等対策を総合的かつ計画的に進めていくため、空家法に基づく「平塚市空家等対策計画」を平成30年3月に策定しました。

※1 空家等…空家及びその敷地のことをいいます

空家等をどうしたらよいかわからず、長期間管理できていないと・・・

◇ 周囲へ影響を及ぼすことがあります

- 建物の老朽化 …… 倒壊や剥落により、隣接の建物や通行人に被害が及ぶことも考えられます。
- 樹木の繁茂 …… 庭木が繁茂して隣家や公道上に越境し、迷惑を及ぼします。
- 火災の危険性 …… 放火等による火災が発生し、近隣に影響を及ぼすことも考えられます。
- 不法者の侵入 …… 犯罪に用いられることも考えられます。

◇ 所有者ご自身への影響が生じることもあります

適切に管理されていない空家等のこれらの問題により他人に被害が及ぶ事態となった場合、所有者の責任（民法上の責任です）が問われ、賠償を求められることも考えられます。

また、周囲への影響が著しい空家等については、空家法に基づいて「特定空家等」と認定し、指導、勧告（勧告を受けると、固定資産税の住宅用地特例（※2）の対象から除外されます）、命令、代執行による解体（解体にかかる費用は所有者に請求されます）を行うこともあります。

※2 固定資産税の住宅用地特例 …… 住宅用地のうち一定のものについて、固定資産税が最大1/6まで減額されるもの

こんなことにならないために！

適切な維持管理をお願いします！

- ◆ 定期的な確認
（建物内外の維持保全、庭木等の管理等）
- ◆ リフォームや売却等による利活用の検討
- ◆ 老朽化した空家の解体



裏面もお読みください

空家等の維持管理等を行いたいが相談先がわからない・・・

◇ 適切な維持管理等を行っていただくにあたって

平塚市では、各分野の専門家団体と協定を締結することにより空家等に関する次のような相談体制を整えています。所有される空家等でお困りの場合、まずは市役所まちづくり政策課（市役所6階 606窓口）にご相談ください。

●空家等の売却や賃貸などに関すること

（公社）神奈川県宅地建物取引業協会湘南中支部（平塚市見附町 33-20 電話 0463-32-7552）

（公社）全日本不動産協会神奈川県本部西湘支部（平塚市平塚 2-7-10 電話 0463-35-1706）

●空家等の相続や登記などに関すること

神奈川県司法書士会（横浜市中区吉浜町 1 番地 電話 045-641-1372）

●空家等の耐震診断やリフォームなどに関すること

（一社）神奈川県建築士事務所協会平塚支部（平塚市明石町 24-25-309 電話 0463-25-1383）

近所に長期間管理されていない空家等がある・・・

◇ こんなことでお困りではないですか

- ◎空家等から樹木等が越境している……
- ◎空家等の一部が落ちてきてけがをした……
- ◎火災や防犯上で不安がある……
- ◎所有者がわからず、どうしていいのかわからない……



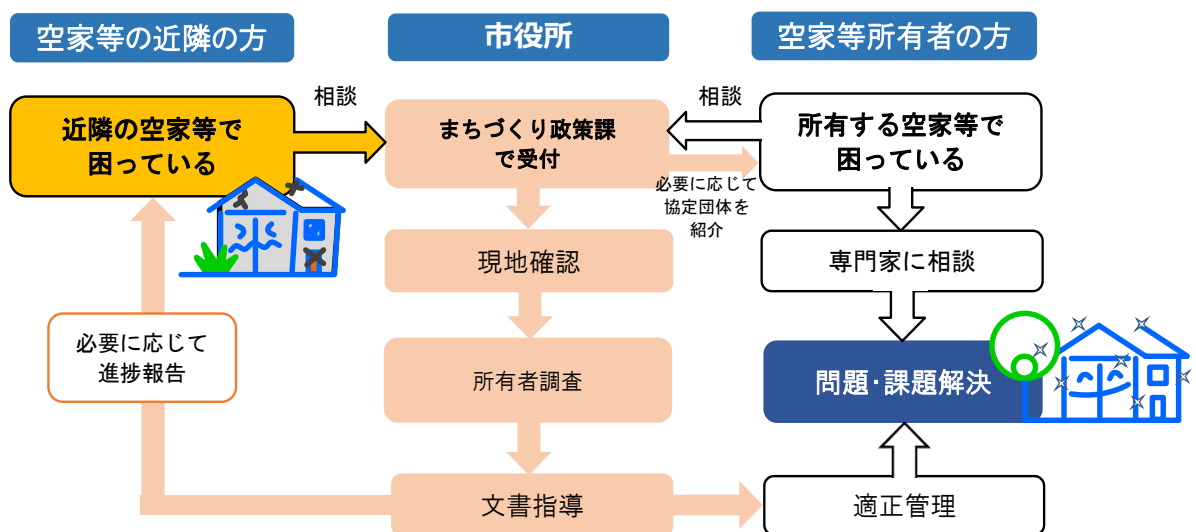
こんな時は！



平塚市まちづくり政策課までご連絡ください！

（※空家等は所有者の財産であるため、市では対応できない場合もあります。）

◆ 空家等のご相談の流れ



お問い合わせは・・・

平塚市まちづくり政策部 まちづくり政策課 まちづくり政策担当

電話 0463-21-8781（直通）

FAX 0463-21-9769

E-mail machi-s@city.hiratsuka.kanagawa.jp